

平成 17 年 7 月 8 日
(社)浄化槽システム協会

浄化槽専門委員会ヒアリング要旨

1. 省令に関する検討事項について

(1) 放流水の水質の技術上の基準

放流水の水質の技術上の基準は、BODについて、20mg/L 以下および除去率 90%以上としていただきたい。

窒素、リンについては、中央環境審議会の答申「湖沼環境保全制度の在り方について（平成 17 年 1 月）」や「第 6 次水質総量規制の在り方について（平成 17 年 5 月）」に、汚染源対策として浄化槽の利用が盛り込まれ、窒素やリンを除去する高度処理浄化槽の適用が指摘されています。これにより公共用水域等の水質保全を図るため、閉鎖性水域を含め地域の実情に応じた対策が、今後より推進されることが望まれます。

当協会員も、窒素除去型、窒素・リン除去型などの浄化槽を製品化し普及を進めているところです。しかしながら、戸建住宅など小規模施設において適用技術、管理技術あるいは法定検査における労務やコストの面などから体制づくりに時間がかかる、あるいは小規模事業場との兼ね合いから技術上の基準として位置づけることが時期尚早のことであれば、一定規模以上（例えば処理対象人員 51 人以上）の施設から対応を確実なものとし、一方で小規模施設における試験的運用や調査を進めるなど、段階的な施策を講じることも考えられます。

また、建築基準法関連の構造方法（昭和 55 年建設省告示第 1292 号）に窒素、リンを除去する高度処理浄化槽の性能と構造が既に示されており、従って、一定規模以上の施設に対する放流水の水質の技術上の基準は高度処理についても規定し、その後段階的に小規模施設への適用を図ることが望ましいと考えます。

○水質の技術上の基準の取り扱い

運用にあたっては、省令で定める水質は技術上の基準であり、主には構造基準に反映されるもので、水質汚濁防止法に定める排水基準（水質規制）とは異なることや、日間平均値であることを周知していただきたい。また、これらについて法定検査の内容に反映していただきたい。

○既設単独の合併処理への転換推進

浄化槽法では使用者に単独処理から合併処理への転換に関する努力義務が課せられています。しかし既に水洗トイレを設置し、利便性を享受している使用者に対し、単独処理から合併処理への転換を促すことは難しく、行政の指導や財政支援などが不可欠と考えます。一方で既設単独撤去や有効利用に何らかの補助を行っている市町村数は 261（平成 16 年 12 月末現在「平成 16 年度浄化槽行政に関する調査結果：浄化槽推進室」）に達して

います。国レベルの施策としても法改正を機に、補助の創設など財政支援や啓発・指導について強力に推進していただきたい。

○高度処理型を推進するにあたり、設置費の補助の充実と、維持管理費及び法定検査費に関する補助の創設について、検討いただきたい。

○小規模事業場排水対策の推進

前記の答申にも小規模事業場対策が指摘されています。戸建住宅規模の生活排水処理対策を進めることと合わせ、小規模事業場排水対策について推進していただきたい。

(2) 法第7条の水質検査の時期

法第7条の水質検査は、設置工事の適否および浄化槽の機能状況を早い時期に確認する目的で、その浄化槽が、機能をおおむね発揮した時点において行われるものとされています。

今回、検査率や検査体制について拡充を図り、設置工事の適否の判断や違法単独の摘発が早期に行なわれることを可能とし、浄化槽の信頼性をより高める趣旨を鑑み、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間とする今回の省令案を支持します。

しかしながら、実際の現場においては使用の実態を含め、運転される環境はさまざままで、機能の立ち上がりに要する期間も一定ではありません。従って、法第7条の検査開始時期を早めるにあたり、法定検査判定ガイドラインの見直しを含め、こうしたことを考慮して検査が行われるよう、検査機関に周知していただきたい。

○違法単独対応

平成14年に当協会が福岡県の(有)サンライトを違法単独製造で告発し、平成15年に罰金刑が下された経緯については、本委員会第2回資料の通りです。告発に至るまでの1年以上にわたる調査や告発後の警察や司法への対応など、要した時間や労務、費用は多大なものでした。残念であったのは関係省庁を含む行政が、当初ほとんど関心を示さず、対応も緩慢なものであったことです。幸いにも罰金刑に至ったことで違法単独製造は一時期激減しましたが、その後も地域によっては製造、設置が行われているように聞いていますし、当協会でも情報収集や調査、確認を継続しています。

当協会で情報を収集し、調査を行うことには限界があり、財政的な支援を含め行政を中心とした業界一致の対応が不可欠と考えます。

○水質検査の方法

法第7条、11条の水質に関する指標としてBODが用いられています。BODの分析精度や再現性、あるいは窒素を含む排水におけるN-BODの影響など、必ずしも指標として適正とは言えない点から、今すぐということではなく、将来の課題としてTOCやC-BODなどを指標とすることについても、検討していただきたい。また、例えば透視度が一定以上の場合は、これらの水質分析は不要とするなど労務の簡素化やコストの削減を図り、一方、検査における放流水の採水は公共用水域への影響

を確認するためにも、敷地からの放流口や浄化槽の出口付近で行うなど、合理的な検証が可能となるよう今後検討していただきたい。

(3) 指定検査機関から都道府県への検査結果の報告

検査結果が有効に活用されるためには、検査の結果不適正な場合その「原因」が明記され、報告が行われるとともに、的確に、これを生じせしめた者に伝達され、措置が施されることが必要です。今後検査の受検率が増える点も鑑み、これらが確実に実行され、かつ効果的に運営されるシステム作りが望されます。

(4) その他

○法第 11 条の水質検査

法第 11 条の水質検査は毎年 1 回とされています。今後、全ての浄化槽を対象とすると、800 万基を超える浄化槽について毎年検査が行われることになります。検査労務や受検者のコストを軽減するため、一定年数の検査結果が良好であれば、その後の検査内容を簡素化するなどの措置も必要と考えます。

○製品化に至る許認可制度

現在の制度では、出荷される製品の大半を占める性能評価型の小規模浄化槽は、「性能評価試験→性能評価→大臣認定→型式適合認定→型式認定→登録審査」といった 3 つの大臣レベルの認定を含む、多くの許認可を経て製品化に至っています。これらの許認可でリードタイムを含め 1 年半から 2 年、製品開発全体ではこの 2 倍から 3 倍の期間を要し、かつ多大なコストが必要です。これらの許認可について技術的ハードルを保ちながら、手続きの簡素化、短縮化が図られるよう検討いただきたい。また、合わせて製品の構造・仕様の改善が速やかな手続きで可能となるよう検討いただきたい。